

令和3年第4回定例会（令和3年12月13日）

観光建設水道委員会委員長（三重 忠昭 委員長）

去る12月2日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました「議第87号 令和3年度 別府市一般会計補正予算（第8号）」関係部分、ほか9件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

初めに、予算議案2件のうち、「議第87号 令和3年度 別府市一般会計補正予算（第8号）」関係部分についてであります。

観光課関係部分では、コロナ禍の収束後を見据えた観光戦略として新たな観光ウェブサイトを開設するために債務負担行為を追加するものであるとの説明がなされました。

複数の委員から新たな観光ウェブサイトについて質疑があり、当局から全面的に内容を見直すものであること、外国語は5言語には対応していく予定であるとの説明がなされました。

また、別の委員より全面的に見直すことによる費用対効果を報告できるよう要望がありました。

次に、温泉課関係部分では、歳出として、鉄輪むし湯の指定管理者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年8月から同年10月までの期間を対象に、減収負担金131万円を計上するものであるとの説明が、また、文化国際課関係部分では、歳入として別府市国際交流会館の売却に伴う建物売払収入として1億1,692万5千円を計上し、歳出では、国際交流会館建設奨励金返還金1,772万7千円を計上するものであるとの説明がなされました。

委員から同館の不動産評価の鑑定方法について質疑があり、当局から、不動産鑑定士が売買実例に基づき、限定価格にて鑑定をしたものであるとの説明がなされた次第であります。

次に、産業政策課関係部分では、歳出として、大分空港が宇宙港に選定されたことに伴い、別府市における宇宙関連ビジネス創出の可能性を調査するための委託料等を計上するものであるとの説明がなされました。

委員から、調査の目的について質疑があり、当局から、調査目的は、5年間で102億円の経済効果が見込まれる中で、民間の事業者には調査結果を情報提供し、宇宙に関する新たな事業の創出、拡大を検討してもらうためのものであるとの詳細な説明がありました。

続きまして、農林水産課関係部分についてであります。

歳入では、大分県が実施する「県道別府一の宮線災害防除工事」について、当該工事に係る市有地を大分県に売却することに伴うものであること、歳出では、

旧慣による権利を有している地元の南立石財産管理委員会に、権利放棄に対して補償金を支払うためのものであるとの詳細な説明がなされた次第であります。

最後に、都市整備課関係部分では、舗装及び側溝改修工事に対し、3千万円の債務負担行為を追加するものであるとの説明がなされました。

採決の結果、「議第87号 令和3年度 別府市一般会計補正予算(第8号)」関係部分について、いずれの補正予算議案も当局の説明を適切妥当とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議第89号 令和3年度 別府市競輪事業特別会計補正予算(第2号)」についてであります。

車券発売金の売上増に伴い、歳入・歳出ともに34億2,930万円を増額するものであるとの詳細な説明がなされました。

採決の結果、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、条例議案4件についてであります。

まず、「議第92号 別府市手数料条例の一部改正について」は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、新たに、区分所有住宅について認定申請手数料を定めるもの等であるとの説明があり、続きまして、「議第94号 別府市国際交流会館の設置及び管理に関する条例の廃止について」では、文化国際課関係部分の補正予算に関連し、同館を売却することに伴い、条例を廃止するものであるとの説明がなされました。

さらに「議第98号 別府市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、亀川駅東口及び西口に自転車駐車を整備したことにより条例の一部改正をしようとするものであるとの説明がなされました。

最後に「議第99号 別府市道路占用料徴収条例等の一部改正について」は、大分県道路占用料徴収条例が改正されたことを踏まえ、別府市道路占用料徴収条例等のうち、電柱や電話柱、埋設管等の占用物件の占用料を同様に改定するものであるとの説明がなされました。

以上4件の条例議案の採決について、いずれも当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後にその他議案4件についてであります。

まず「議第100号 建物の売払いについて」であります。その内容は、文化国際課関係部分の補正予算に関連し、別府市国際交流会館を学校法人別府大学へ売払いしようとするものであるとの説明が、続きまして、「議第101号 旧慣による公有財産についての権利を廃止することについて」その内容は、農林水産課関係部分の補正予算に関連し、旧慣による権利を有している地元の委員会が権利放棄することに対し補償金を支払うものであるとの説明が、さらに「議第109号 指定管理者の指定について」では、別府市営阿蘇くじゅう国立公園志高湖野

営場及び別府市神楽女駐車場の管理を株式会社R e c a m p (リキャンプ)に行わせようとするものであるとの説明がなされました。

委員より、指定の期間について質疑があり、投資的な要素も踏まえ5年間としているとの説明がなされました。

また、別の委員から指定管理料について質疑があり、当局より、独立採算制のため0円であるとの説明がなされました。

最後に「議第111号 市長専決処分について（令和3年度別府市一般会計補正予算（第7号）」産業政策課関係部分については、歳出として、べっふ帰ってきたエール券実行委員会負担金3億5千万円を市長において専決処分したことに伴い、議会に報告し、その承認を求めるものであるとの説明がなされました。

委員より、エール券は消費を喚起するひとつの方法だが、税の負担と受益の公平性の観点から別の方法も研究するよう提言がありました。

この4つの議案の採決についても当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決及び承認すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。